



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1429	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1430	生活保護法による指定介護機関の廃止	( " ).....	2
1431	生活保護法による指定医療機関の休止	( " ).....	2
1432	生活保護法による指定医療機関の辞退	( " ).....	2
1433	生活保護法による医療機関の指定	( " ).....	3
1434	生活保護法による介護機関の指定	( " ).....	3
1435	生活保護法による指定医療機関の再開	( " ).....	4
1436	生活保護法による指定介護機関の再開	( " ).....	4
1437	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	4
1438	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	5
1439	"	( " ).....	5
1440	道路の区域変更	(道路保全課).....	5
1441	道路の供用開始	( " ).....	6

### ○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	6
	"	( " ).....	6
	"	( " ).....	7
	"	( " ).....	7

## 告 示

### 和歌山県告示第1429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋薬新 27-26	ミュキ堂薬局	橋本市御幸辻553-3	平成 29.7.1
海南医新 12-26	くらはしクリニック	海南市黒江543	平成 29.8.31
新医新 15-26	川堀耳鼻咽喉科	新宮市緑ヶ丘二丁目2-56	平成 29.8.31

東医新 14-26	医療法人木下医院	東牟婁郡那智勝浦町朝日一丁目60	平成 29. 8. 31
橋医新 67-28	北脇医院	橋本市隅田町垂井7	平成 29. 9. 4
海南医新 18-26	木下クリニック	海南市黒江715	平成 29. 9. 30
新薬新 13-27	吉田薬局	新宮市三輪崎二丁目17-6	平成 29. 9. 30
紀医新 22-26	粉河整形外科	紀の川市粉河451-9	平成 29. 10. 15

## 和歌山県告示第1430号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人橋本市 社会福祉協議会	橋本市東家1-3-1	社会福祉法人橋本市 社会福祉協議会高野 口事業所	橋本市高野口町名倉 1028-1	訪問介護・居宅介 護支援・介護予防 訪問介護	平成 20. 3. 31
社会福祉法人橋本市 社会福祉協議会	橋本市東家1-3-1	社会福祉法人橋本市 社会福祉協議会	橋本市御幸辻786	訪問介護・居宅介 護支援・介護予防 訪問介護	平成 29. 5. 31
株式会社メディカル サービスあゆみ	橋本市向副1051	ヘルパーステーショ ン花ごよみ	橋本市清水545-1	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 29. 6. 3
株式会社メディカル サービスあゆみ	橋本市向副1051	居宅介護支援事業所 花ごよみ	橋本市清水545-1	居宅介護支援	平成 29. 6. 3

## 和歌山県告示第1431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
日医新 17-26	医療法人寺田医院	日高郡由良町里57-2	平成 27. 4. 1

## 和歌山県告示第1432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
田薬新 35-27	ハコへ薬局	田辺市本町68	平成 29. 6. 1

#### 和歌山県告示第1433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西薬新 29-29	幸生堂薬局	西牟婁郡白浜町日置981	平成 29. 8. 21
海南医新 51-29	くらはしクリニック	海南市黒江543	平成 29. 9. 1
東医新 34-29	医療法人木下医院	東牟婁郡那智勝浦町朝日一丁目60	平成 29. 9. 1
新薬新 21-29	吉田薬局	新宮市三輪崎二丁目2-23	平成 29. 10. 1

#### 和歌山県告示第1434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
社会福祉法人橋本市 社会福祉協議会	橋本市東家1-3-1	社会福祉法人橋本市 社会福祉協議会	橋本市東家1-3-1	訪問介護・居宅介護 支援・介護予防 訪問介護	平成 29. 6. 1
株式会社メディカル サービスあゆみ	橋本市向副1051	ヘルパーステーション 花ごよみ	橋本市賢堂1045	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 29. 6. 3
株式会社メディカル サービスあゆみ	橋本市向副1051	居宅介護支援事業所 花ごよみ	橋本市賢堂1045	居宅介護支援	平成 29. 6. 3

## 和歌山県告示第1435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から再開の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
日医新 17-26	医療法人寺田医院	日高郡由良町里57-2	平成 29.7.6
田薬新 2-26	センザキ薬局	田辺市高雄一丁目14-34	平成 29.9.1

## 和歌山県告示第1436号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から再開の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	再 開 年 月 日
社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	訪問看護ステーションすてっぷ	西牟婁郡上富田町岩田1776-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 29.6.1

## 和歌山県告示第1437号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1438号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1439号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道

## 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町鎌滝字日裏153番1地先から同町鎌滝字恩徳412番4地先まで	旧	4.38 } 10.63	383.98	出口橋 L=6.70
同上	新	4.38 } 10.63	383.98	出口橋 L=6.70
同上	新	9.20 } 24.20	328.15	新出口橋 L=14.00

## 和歌山県告示第1441号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町鎌滝字日裏153番1地先から同町鎌滝字恩徳412番4地先まで

供用開始の期日 平成29年11月24日

## 公 告

## 都市計画の図書の写しの縦覧公告

白浜町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 都市計画の種類及び名称

白浜都市計画用途地域

## 2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

## 都市計画の図書の写しの縦覧公告

白浜町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 都市計画の種類及び名称

白浜都市計画風致地区

## 2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

**都市計画の図書の写しの縦覧公告**

白浜町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

白浜都市計画地区計画

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

**都市計画の図書の写しの縦覧公告**

白浜町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年11月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

白浜都市計画特別用途地区

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課